

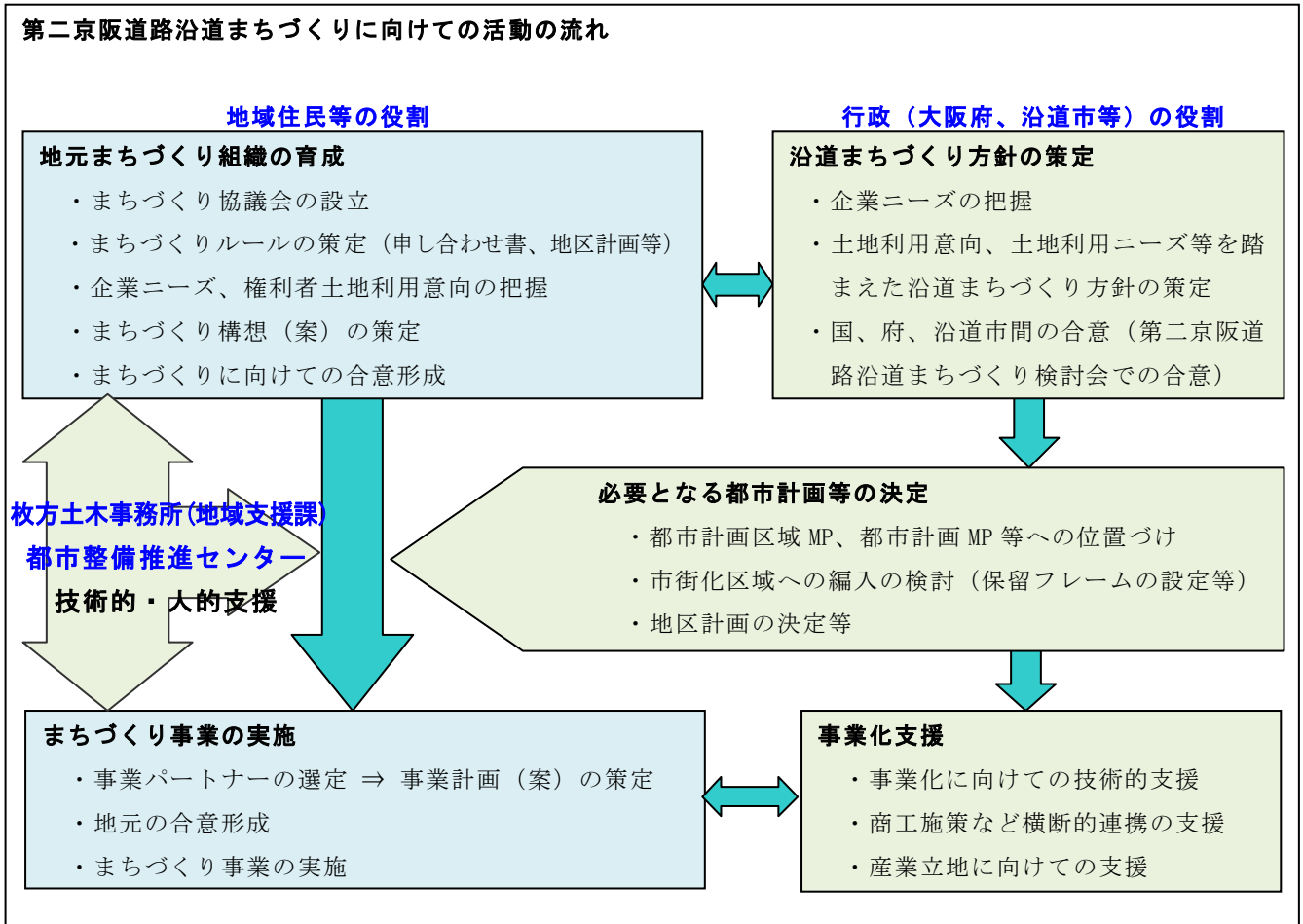
6. 推進体制

(1) 地域が主体となったまちづくりの推進

まちづくりは、基本的には、地元住民等が主体となって取り組むこととなりますが、一方、まちづくりには様々な技術やノウハウが必要となります。

行政は、まちづくりを進めるにあたっての情報や人材・施策を有しています。これらの資源を沿道市、枚方土木事務所地域支援課、都市整備推進センターが現場に密着して地域住民、民間事業者等に提供し、支援することにより、地域住民等が主体となったまちづくりを進めていきます。

下記に、第二京阪道路沿道まちづくりに向けての活動の流れ並びに地域住民等と沿道市の主な役割を示しています。



第二京阪沿道まちづくりに向けた主な役割	
地域住民等の役割	まちづくりの主体 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくり組織の設立 ・まちづくりルールの策定（申し合わせ書、地区計画等） ・企業ニーズ、権利者土地利用意向の把握 ・まちづくり協議会の運営（まちづくり構想（案）の策定、まちづくりに向けての合意形成） ・まちづくり事業の推進
沿道市の役割	地域のまちづくり活動、まちづくり事業等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくり意識の醸成、まちづくり組織の設立支援 ・まちづくり構想の策定 ・必要となる都市計画等の決定 ⇒ 都市計画 MP への位置付け、市街化区域への編入の検討、市街地開発事業、地区計画等の決定 ・民間企業との協議・調整 ・事業に関わる協議・調整、事業推進 等

(2)大阪府の支援体制

大阪府は、地元市との協働を前提に、地域主体のまちづくり活動の活性化や、民間事業者の参画誘導等を図り、事業化に向けての熟度を高めるための支援を行います。下記に、大阪府の役割と支援体制を示します。

	第二京阪沿道まちづくりに向けた主な役割
総合計画課	沿道まちづくり方針（案）の提示、都市計画決定 ・沿道まちづくり方針（案）の提示⇒第二京阪道路沿道まちづくり検討会での協議・確認 ・必要となる都市計画決定等 ⇒都市計画区域MPへの位置づけ、市街化区域編入、用途地域等 ・第二京阪道路沿道まちづくり検討会の運営
市街地整備課	事業化支援 ・まちづくり事業の事業化支援、事業等の課題整理、制度設計 ・企業ニーズの精査、双方（まちづくり、企業）への情報提供
枚方土木事務所 地域支援課	市の取り組みの誘導、サポート ・沿道市による土地利用構想案の作成に向けての技術的支援、府関連事業調整等 ・まちづくりに関する技術支援
【連携】 都市整備推進 センター	地域主導のまちづくりの誘導、進出企業に関わる調整 ・地域のまちづくり意識の醸成、まちづくり組織の設立支援 ・まちづくり事業の支援 ・沿道市の要請に基づく企業参画に関わる調整

地域が主体となったまちづくりと支援体制

